

小牧市飲料水供給施設維持管理要領

〔 2 5 小 環 第 1 6 0 号 〕
〔 平成 2 5 年 4 月 1 日 〕

(趣旨)

第1条 この要領は、衛生的で安全な飲料水を供給するため、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の適用を受けない給水施設の整備の促進及び適切な維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この要領の対象となる施設は、法の適用を受けない給水施設であって一般の需用に応じて水道により飲料水を供給している給水人口が100人以下の給水施設（以下「施設」という。）とする。

(施設の設置)

第3条 施設の設置者（以下「設置者」という。）は、施設を設置するときは水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）により施設を適切に整備しなければならない。

(維持管理)

第4条 設置者は、次により施設を適切に維持管理しなければならない。

(1) 施設の汚染の防止をするため、配水管の漏水、汚染のおそれのある器具との連結等に注意し、特に水源における汚染の防止については、次の点に注意すること。

ア 河川表流水源及び貯水水源では、し尿、下水、農薬、工場排水等の流入に注意し、万全の措置を講ずること。

イ 地下水源にあっては、その周辺における地表面の汚染源及び汚水の地下侵入について注意すること。

(2) 塩素消毒を継続して実施するため、給水栓水の遊離残留塩素濃度を常に1リットル当たり0.1ミリグラム（結合残留塩素濃度の場合は、1リットル当たり0.4ミリグラム）以上に保持すること。

(3) 水道水中のクリプトスポリジウム等に関する対策の実施については、「愛知県内の水道事業等におけるクリプトスポリジウム等対策方針」（平成19年9月11日付け19生衛第578号愛知県健康福祉部健康担当局長通知）に準じて実施すること。

(4) 法第20条の規定に準じ、定期及び臨時の水質検査を実施すること。

(5) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第6項の規定に準じ、水質検査計画を策定するとともに、別表の検査結果の欄に応じ、同表の原因及び対応等の欄に掲げる対応により水質管理を行うこと。

(6) 設置者は、法第21条の規定に準じて、施設の管理業務に従事する者に対し、定期及び臨時の健康診断を実施すること。

(7) 塩素剤は、少なくとも10日分以上の量を確保し、乾燥した冷暗所に貯蔵すること。

(8) 施設の適正な管理を行うため、管理責任者を置くこと。

（使用開始前の水質検査）

第5条 設置者は、施設の使用開始前に水質検査を実施し、法第4条に規定する水質基準に適合していることを確認しなければならない。

2 設置者は、前項の水質検査の結果、異常を確認したときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

（給水停止等）

第6条 設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止するとともに、当該水を使用することが危険であることを関係者に周知しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。